

(19)日本国特許庁(JP)

**(12)特許公報(B2)**

(11)特許番号  
**特許第7083638号**  
**(P7083638)**

(45)発行日 令和4年6月13日(2022.6.13)

(24)登録日 令和4年6月3日(2022.6.3)

(51)国際特許分類

A 6 1 F	13/551 (2006.01)	F I	A 6 1 F	13/551	
A 6 1 F	13/56 (2006.01)		A 6 1 F	13/56	1 1 0
A 6 1 F	13/58 (2006.01)		A 6 1 F	13/58	

請求項の数 11 (全14頁)

(21)出願番号	特願2017-252410(P2017-252410)
(22)出願日	平成29年12月27日(2017.12.27)
(65)公開番号	特開2019-115575(P2019-115575)
	A)
(43)公開日	令和1年7月18日(2019.7.18)
審査請求日	令和2年12月23日(2020.12.23)

(73)特許権者	000115108 ユニ・チャーム株式会社 愛媛県四国中央市金生町下分182番地
(74)代理人	110003247弁理士法人小澤知的財産事務所
(72)発明者	石川 青 香川県観音寺市豊浜町和田浜1531-7 ユニ・チャーム株式会社テクニカルセンター内 黒田 賢一郎 香川県観音寺市豊浜町和田浜1531-7 ユニ・チャーム株式会社テクニカルセンター内 野田 祐樹 香川県観音寺市豊浜町和田浜1531-7 最終頁に続く
(72)発明者	
(72)発明者	

(54)【発明の名称】 吸收性物品

**(57)【特許請求の範囲】****【請求項1】**

前後方向と、

前記前後方向に直交する幅方向と、

表面シート、裏面シート及び吸收コアを有する本体部と、

前記裏面シートに配置され、吸收性物品の使用時に着用物品に吸收性物品を固定する粘着部と、

前記裏面シートに配置された後処理用のテープ部材と、を有する吸收性物品であって、前記テープ部材は、前記テープ部材の一端側に配置され、かつ前記裏面シートに固定された固定部と、前記テープ部材の他端側に配置され、前記裏面シートに剥離可能に配置された非固定部と、を有し、

前記粘着部は、前記テープ部材の一端側から前記他端側に向かう第1方向と直交する第2方向において、前記非固定部を挟んで配置される一対の第1粘着部と、前記第2方向における前記第1粘着部間に配置された第2粘着部と、を有し、

前記第2粘着部は、前記テープ部材の前記他端側に配置されている、吸收性物品。

**【請求項2】**

前記第1粘着部は、前記第1方向に延びており、

前記第1粘着部と前記非固定部が前記第2方向において重なる重複領域を有し、

前記重複領域の前記第1方向の長さは、前記非固定部の前記第1方向の全域に対する50%以上である、請求項1に記載の吸收性物品。

**【請求項 3】**

前記重複領域の前記第1方向の長さは、前記非固定部の前記第1方向の長さである、請求項2に記載の吸収性物品。

**【請求項 4】**

前記第1粘着部は、前記第1方向に延びており、

前記第1粘着部は、前記テープ部材の前記他端を前記第1方向において跨いでいる、請求項1又は請求項2に記載の吸収性物品。

**【請求項 5】**

前記第1粘着部は、前記第1方向に延びており、

前記第1粘着部は、前記テープ部材の前記一端を前記第1方向に跨いでいる、請求項1又は請求項2に記載の吸収性物品。 10

**【請求項 6】**

前記粘着部は、前記第1粘着部間に配置された第3粘着部を有し、

前記第3粘着部は、前記テープ部材の前記一端側に配置されている、請求項1又は請求項2に記載の吸収性物品。

**【請求項 7】**

前記テープ部材は、前記粘着部の前記第1方向の端縁よりも前記第1方向の外側に延出している、請求項1又は請求項2に記載の吸収性物品。

**【請求項 8】**

前記吸収性物品の使用前に、前記粘着部を覆う剥離シートを備え、

20

前記テープ部材の一部の非肌面側は、前記剥離シートによって覆われておる、

前記剥離シートは、前記粘着部の前記第1方向の端縁よりも前記第1方向の外側に延出している、請求項1又は請求項2に記載の吸収性物品。

**【請求項 9】**

前記吸収性物品は、前記幅方向に沿って延びた複数の折り目を基点に折り畳まれておる、前記テープ部材は、前記複数の折り目のうち最も後側の折り目よりも後側に設けられている、請求項1又は請求項2に記載の吸収性物品。

**【請求項 10】**

前記粘着部は、前記幅方向における前記吸収コアの外縁よりも外側に膨らんだヒップラップに設けられたラップ粘着部を有し、

30

前記テープ部材は、前記ラップ粘着部よりも後側に設けられている、請求項1又は請求項2に記載の吸収性物品。

**【請求項 11】**

前記テープ部材は、前記粘着部に重ならず離間して配置されており、

前記第2粘着部は、前記テープ部材の前側に配置され、

前記第1粘着部は、前記テープ部材の前記幅方向の両側に位置する、請求項1又は請求項2に記載の吸収性物品。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

40

本発明は、下着等の着用物品に取り付けられた状態で使用される吸収性物品に関する。

**【背景技術】****【0002】**

特許文献1は、後処理用のテープ部を備えた生理用ナプキンのような吸収性物品を開示している。特許文献1の吸収性物品は、着用物品に吸収性物品を止めるための粘着部と、当該粘着部が設けられた裏面シートと、裏面シートに設けられた後処理用のテープ部材と、を有する（特許文献1の図22参照）。特許文献1に記載のテープ部材は、基部と、基部に連設された伸長部と、を有する。基部は、裏面シートに固定されている（特許文献1の図3参照）。

**【先行技術文献】**

50

**【特許文献】****【0003】**

【文献】特開平9-99010号公報

**【発明の概要】****【発明が解決しようとする課題】****【0004】**

特許文献1の吸収性物品は、着用時に、使用者に着用される着用物品の内側に取り付けられる。テープ部材は、裏面シートに固定されており、着用時に着用物品に対向して配置されている。テープ部材の基部は、裏面シートに対して固定されているが、テープ部材の伸長部は、裏面シートに固定されていない。そのため、吸収性物品の着用時に意図せずにテープ部材が折れたり剥がれたりする不具合が発生することがあった。

10

**【0005】**

特に、吸収性物品の一部がめくれ、テープ部材が肌側に向かうように配置されると、テープ部材が肌によって擦れ、意図せずにテープ部材が折れたり剥がれたりする不具合が発生することがあった。その結果、廃棄時にテープ部材を用いて円滑に丸めて廃棄することができないことがあった。

**【0006】**

したがって、吸収性物品の廃棄前に後処理用のテープ部材を保護し、廃棄時にテープ部材によって清潔に廃棄できる吸収性物品が望まれる。

20

**【課題を解決するための手段】****【0007】**

一態様に係る吸収性物品は、前後方向と、前記前後方向に直交する幅方向と、表面シート、裏面シート及び吸収コアを有する本体部と、前記裏面シートに配置され、前記着用物品に吸収性物品を固定する粘着部と、前記裏面シートに配置された後処理用のテープ部材と、を有する吸収性物品であって、前記テープ部材は、前記テープ部材の一端側に配置され、かつ前記裏面シートに固定された固定部と、前記テープ部材の他端側に配置され、前記裏面シートに剥離可能に配置された非固定部と、を有し、前記粘着部は、前記テープ部材の一端側から前記他端側に向かう第1方向と直交する第2方向において前記非固定部を挟んで配置される一対の第1粘着部を有する。

30

**【図面の簡単な説明】****【0008】**

【図1】図1は、肌対向面側から見た実施形態に係る吸収性物品の平面図である。

【図2】図2は、非肌対向面側から見た実施形態に係る吸収性物品の平面図である。

【図3】図3は、図1に示すA-A線に沿った吸収性物品の断面図である。

【図4】図4は、前後方向に巻かれた状態の吸収性物品の斜視図である。

【図5】図5は、変形例1に係る吸収性物品の非肌対向面側から見た平面図である。

【図6】図6は、変形例2及び変形例3に係る吸収性物品のテープ部材の平面図である。

**【発明を実施するための形態】****【0009】****(1) 実施形態の概要**

本明細書及び添付図面の記載により、少なくとも以下の事項が明らかとなる。

40

**【0010】**

一態様に係る吸収性物品は、前後方向と、前記前後方向に直交する幅方向と、表面シート、裏面シート及び吸収コアを有する本体部と、前記裏面シートに配置され、前記着用物品に吸収性物品を固定する粘着部と、前記裏面シートに配置された後処理用のテープ部材と、を有する吸収性物品であって、前記テープ部材は、前記テープ部材の一端側に配置され、かつ前記裏面シートに固定された固定部と、前記テープ部材の他端側に配置され、前記裏面シートに剥離可能に配置された非固定部と、を有し、前記粘着部は、前記テープ部材の一端側から前記他端側に向かう第1方向と直交する第2方向において前記非固定部を挟んで配置される一対の第1粘着部を有する。

50

**【 0 0 1 1 】**

非固定部は、一对の第1粘着部によって挟まれている。一对の第1粘着部が着用物品に固定された際に、第1粘着部間に領域は、着用物品と裏面シートによって挟まれた状態が維持され、露出しない。そのため、吸収性物品の着用時に、意図せずにテープ部材が折れたり剥がれたりする不具合を抑制できる。

**【 0 0 1 2 】**

また、一对の第1粘着部は、着用時に着用物品に固定されている。そのため、吸収性物品が部分的にめくれた場合であっても、一对の第1粘着部及びその間の領域は、着用物品側に向かう状態が維持され、着用者の肌側に向かうように配置されない。一对の第1粘着部間に領域にテープ部材の非固定部が配置されているため、非固定部が肌によって擦れ難く、意図せずにテープ部材が折れたり剥がれたりする不具合を抑制できる。10

**【 0 0 1 3 】**

好ましい一態様によれば、前記第1粘着部は、前記第1方向に延びており、前記第1粘着部と前記非固定部が前記第2方向において重なる重複領域を有し、前記重複領域の前記第1方向の長さは、前記非固定部の前記第1方向の全域に対する50%以上である。

**【 0 0 1 4 】**

このような構成によれば、非固定部の半分以上の領域において非固定部のめくれや剥がれを抑制でき、吸収性物品の着用時に意図せずにテープ部材が折れたり剥がれたりする不具合を効果的に抑制できる。

**【 0 0 1 5 】**

好ましい一態様によれば、前記重複領域の前記第1方向の長さは、前記非固定部の前記第1方向の長さである。20

**【 0 0 1 6 】**

非固定部全域に亘って非固定部のめくれや剥がれを抑制でき、吸収性物品の着用時に意図せずにテープ部材が折れたり剥がれたりする不具合を効果的に抑制できる。

**【 0 0 1 7 】**

好ましい一態様によれば、前記第1粘着部は、前記第1方向に延びており、前記第1粘着部は、前記テープ部材の前記他端を前記第1方向において跨いでいる。

**【 0 0 1 8 】**

非固定部の一端側は、固定部が設けられているため、非固定部の一端側の端縁は、めくれ難い。一方、非固定部の他端側の端縁は、比較的めくれ易い。テープ部材の他端は、非固定部の他端側の端縁である。第1粘着部が当該テープ部材の他端を第1方向に跨いでいるため、非固定部の他端側の端縁のめくれを抑制できる。30

**【 0 0 1 9 】**

好ましい一態様によれば、前記第1粘着部は、前記第1方向に延びており、前記第1粘着部は、前記テープ部材の前記一端を前記第1方向に跨いでいる。

**【 0 0 2 0 】**

テープ部材の一端を跨いで第1粘着部が延びているため、固定部の一端側の端縁を保護し、意図せずに固定部が剥がれる不具合を抑制できる。

**【 0 0 2 1 】**

好ましい一態様によれば、前記粘着部は、前記第1粘着部間に配置された第2粘着部を有し、前記第2粘着部は、前記テープ部材の前記他端側に配置されている。40

**【 0 0 2 2 】**

第2粘着部によって、テープ部材の他端側を着用物品に固定でき、非固定部の他端側の端縁を保護できる。

**【 0 0 2 3 】**

好ましい一態様によれば、前記粘着部は、前記第1粘着部間に配置された第3粘着部を有し、前記第3粘着部は、前記テープ部材の前記一端側に配置されている。

**【 0 0 2 4 】**

第3粘着部によって、テープ部材の一端側を着用物品に固定でき、固定部の一端側の端縁50

を保護できる。よって、意図せずに固定部が剥がれる不具合を抑制できる。

#### 【0025】

##### (2) 吸收性物品の構成

以下、図面を参照して、実施形態に係る吸收性物品について説明する。吸收性物品は、生理用ナプキン、パンティライナー、母乳パッド、大人用失禁パッド、糞便パッド又は汗取りシートのような吸收性物品であってよい。吸收性物品は、下着のような着用物品の内側に取り付けられて使用される物品であってよい。

#### 【0026】

なお、以下の図面の記載において、同一又は類似の部分には、同一又は類似の符号を付している。ただし、図面は模式的なものであり、各寸法の比率等は現実のものとは異なる場合があることに留意すべきである。したがって、具体的な寸法等は、以下の説明を参照して判断すべきである。また、図面相互間においても互いの寸法の関係や比率が異なる部分が含まれる場合がある。

10

#### 【0027】

図1は、肌対向面側から見た第1実施形態に係る吸收性物品10の平面図である。図2は、非肌対向面側から見た第1実施形態に係る吸收性物品10の平面図である。ここで、「肌対向面側」は、使用中に着用者の肌に面する側に相当する。「非肌対向面側」は、使用中に着用者の肌とは反対に向けられる側に相当する。図3は、図1に示すA-A線に沿った断面図であり、図4は、前後方向に巻かれた状態の吸收性物品の斜視図である。

#### 【0028】

吸收性物品10は、前後方向L及び幅方向Wを有する。前後方向Lは、着用者の前側(腹側)から後側(背側)に延びる方向、又は着用者の後側から前側に延びる方向である。幅方向Wは、前後方向Lと直交する方向である。

20

#### 【0029】

吸收性物品10は、本体部20と、後処理用のテープ部材60と、を有する。本体部20は、着用者の肌に向けられる表面シート21と、着用者の肌とは反対側に向けられる裏面シート22と、表面シート21と裏面シート22の間に配置された吸収コア23と、を含む。表面シート21は、使用中に着用者の肌の方に向く。裏面シート22は、使用中に、着用者の肌とは反対側に向けられる。吸収コア23は、体液を吸収する吸収材料を含み、吸收性物品の前後方向Lに沿って延びている。

30

#### 【0030】

本体部20は、ウイング40及びヒップラップ50を有していてよい。ウイング40は、使用時に着用物品のクロッチ部の非肌対向面側に折り返される。ヒップラップ50は、ウイング40よりも後方で、幅方向Wに膨らんだ部分である。ヒップラップ50は、幅方向Wにおける吸収コア23の外縁よりも外側に膨らんだ部分である。

#### 【0031】

本体部20は、使用中に着用者の排泄口(例えば膣口)に対向する排泄口対向域S1を有する。本体部20は、使用中に着用者の排泄口(例えば膣口)に対向する排泄口対向域S1を有する。排泄口対向域S1は、着用者の股下、すなわち着用者の両足の間に配置される領域であって、吸収コア23が存在する領域に相当する。

40

#### 【0032】

吸收性物品10は、幅方向Wに沿って延びた折り目を有していてよい。図1、2に示す例では、吸收性物品10の折り目は、第1折り目F1と、第2折り目F2と、第3折り目F3と、を有している。第1折り目F1は、吸收性物品10の前端縁E1に最も近い折り目である。第2折り目F2は、吸收性物品10の後端縁E2に最も近い折り目である。第3折り目F3は、第1折り目F1と第2折り目F2の間に配置される。なお、折り目は、4本以上設けられていてよい。折り目は、吸收性物品の包装時に、吸收性物品の肌対向面側を内側にして吸收性物品10を折り畳むためのラインである。

#### 【0033】

図2に示すように、本体部20は、裏面シート22の非肌対向面側に設けられた粘着部7

50

0を有してよい。粘着部70は、吸収性物品10を着用物品に止めるための粘着剤が設けられた領域である。裏面シート22の非肌対向面側に設けられた粘着部70によって、吸収性物品10を下着等の着用物品に固定することができる。また、粘着部70によって、吸収性物品10の使用後に、吸収性物品10を巻いた状態でテープ部材60を止着させ、巻いた状態を維持することもできる。したがって、粘着部70は、着衣に固定する用途と、後処理用のテープ部材を止着する用途と、の2つに兼用できる。

#### 【0034】

粘着部70は、吸収性物品10の厚み方向において、吸収コア23と重なる領域に設けられている。粘着部70は、少なくとも排泄口対向域S1から吸収性物品10の後方へ連続的又は断続的に延びていることが好ましい。粘着部70は、前後方向に延び、かつ幅方向に間隔を空けて複数設けられている。他の形態において、粘着部70は、幅方向Wに延び、かつ前後方向に間隔を空けて複数設けられてよい。また、本体部20は、ウイング40に設けられたウイング粘着部42と、ヒップフラップ50に設けられたフラップ粘着部52を有してよい。

10

#### 【0035】

吸収性物品10は、粘着部70を覆う剥離シート75を有してよい。剥離シート75は、吸収性物品10の使用前に粘着部70が劣化しないように、粘着部70を保護する。剥離シート75の面積は、粘着部70全体を覆うために粘着部70の面積よりも大きい。吸収性物品の使用時に剥離シート75が剥がされることにより、粘着部70が露出し、粘着部70によって吸収性物品10を着用物品に止めることができる。

20

#### 【0036】

また、他の形態において、吸収性物品を包装する包装シートによって、吸収性物品10の使用前に粘着部70が劣化しないように、粘着部70を保護してもよい。この場合、包装シートの面積は、粘着部70全体を覆うために粘着部70の面積よりも大きい。吸収性物品の使用時に包装シートから吸収性物品が剥がされることにより、粘着部70が露出し、粘着部70によって吸収性物品10を着用物品に止めることができる。

20

#### 【0037】

テープ部材60は、本体部20に固定されている。テープ部材60は、図3及び図4に示すように、本体部20に固定された固定部62を有してよい。固定部62は、テープ部材60の一端側に設けられてよい。固定部62は、接着剤等の接着手段によって本体部20に固定されてよい。固定部62は、本体部20の非肌対向面を構成する裏面シート22に固定されてよい。固定部62は、第1方向の一端60Aである後端縁に設けられている。なお、固定部は、一端60Aに一致してなくてもよく、一端60Aと離間していてもよい。固定部62は、テープ部材60の第1方向の中心よりも一端60A側に配置されればよい。

30

#### 【0038】

なお、第1方向D1は、固定部62が設けられた一端60A側から非固定部64が設けられた他端60B側に延びる方向である。第2方向D2は、第1方向D1と直交する方向である。第1方向D1は、テープ部材60を操作時に引き出す方向であってよい。第1方向D1は、固定部62と非固定部64が隣接する方向であってよい。テープ部材60の第1方向D1の長さは、テープ部材60の第2方向D2の長さよりも長くてよい。本実施の形態の第1方向D1は、前後方向Lであり、第2方向D2は、幅方向Wである。また、他の形態においては、第1方向D1が幅方向Wであり、第2方向D2が前後方向Lであってよい。

40

#### 【0039】

また、テープ部材60は、裏面シート22に剥離可能に配置された非固定部64を有してよい。非固定部64は、テープ部材60の他端60B側に設けられている。非固定部64は、第1方向D1の他端60Bである前端縁に設けられている。なお、非固定部の少なくとも一部が、テープ部材60の第1方向の中心よりも他端60B側に配置されればよい。なお、非固定部が固定部の第1方向の両側に配置されている形態にあっては、第1方

50

向の長さが長い非固定部が、本発明の非固定部を構成する。すなわち、固定部 6 2 の第方向の両側に非固定部 6 4 が設けられてよい。この場合、第 1 方向の長さが長い非固定部 6 4 側が他端側となり、第 1 方向の長さが短い非固定部側が一端側となる。

#### 【 0 0 4 0 】

非固定部 6 4 は、裏面シート 2 2 に固定されてなく、使用者がテープ部材 6 0 を操作する部分である。より詳細には、使用者は、テープ部材 6 0 を使用する際に、非固定部 6 4 を把持して固定部 6 2 を基点にして非固定部を折り返したり、非固定部 6 4 を第 1 方向に伸長したりして、非固定部 6 4 を本体部 2 0 に止着する。非固定部 6 4 の少なくとも一部は、使用者が把持可能な把持部を構成する。把持部は、非固定部 6 4 全域であってもよいし、非固定部 6 4 のうち、固定部 6 2 とは反対側の一端側に設けられていてよい。

10

#### 【 0 0 4 1 】

テープ部材 6 0 は、固定部 6 2 側に位置する一端 6 0 A と、非固定部 6 4 側の他端 6 0 B と、一端 6 0 A から他端 6 0 B に向かって延びる一対の側縁 6 0 C と、を有する。

#### 【 0 0 4 2 】

テープ部材 6 0 は、吸収性物品 1 0 の廃棄時に、吸収性物品の肌対向面側を内側にして巻かれた状態の本体部 2 0 に止着し、吸収性物品 1 0 が巻かれた状態を維持するように構成されてよい。テープ部材 6 0 の非固定部 6 4 は、本体部 2 0 に対して止着可能に構成されている。非固定部 6 4 が本体部 2 0 に止着する構成は、粘着部 7 0 であってもよいし、テープ部材 6 0 に設けられた粘着剤やフック部材等の止着手段であってもよい。

#### 【 0 0 4 3 】

本実施の形態のテープ部材 6 0 の非固定部 6 4 は、粘着部 7 0 を介して廃棄時に本体部 2 0 に止着する。粘着部によってテープ部材 6 0 が本体部 2 0 に止着する構成にあっては、非固定部 6 4 には、粘着剤等の止着手段が設けられていなくてよい。また、テープ部材 6 0 は、ウイング粘着部 4 2 及びフラップ粘着部 5 2 の少なくとも一方に止着されてもよい。

20

#### 【 0 0 4 4 】

テープ部材 6 0 は、本体部 2 0 の外縁 2 0 E よりも外側に延出可能に構成されている。本実施の形態のテープ部材 6 0 は、固定部 6 2 を基点に非固定部 6 4 が折り返されることにより、非固定部 6 4 の少なくとも一部が本体部 2 0 の外縁 2 0 E よりも外側に延出する。図 2 に示すように、テープ部材 6 0 は、折り返されていない状態において、本体部 2 0 の外縁 2 0 E よりも内側に配置されてもよい。テープ部材 6 0 は、肌対向面側から見ると、本体部 2 0 に隠れた状態であってもよい。図 4 に示すように、テープ部材 6 0 は、折り返された状態において、本体部 2 0 の外縁 2 0 E よりも外側に延出してもよい。使用者は、吸収性物品 1 0 の使用後に本体部 2 0 を前後方向 L に巻いた後、テープ部材 6 0 を本体部 2 0 の外縁 2 0 E よりも外側に延出させ、本体部 2 0 にテープ部材 6 0 を止着することができる（図 4 参照）。

30

#### 【 0 0 4 5 】

他の形態として、テープ部材は、伸長方向に伸長可能に構成されてもよい。この場合、使用者がテープ部材を引っ張ることによって、テープ部材が本体部 2 0 の外縁 2 0 E よりも外側に延出する。ここで、「伸長」とは、「弾性変形」又は「塑性変形」による伸長を含む。一例として、テープ部材 6 0 は、伸縮性シート、フィルムから構成されていてよい。更に別の例として、テープ部材は、Z 型に折り畳まれたシートから構成されていてよい。この場合、使用者がテープ部材の先端を引っ張ることによって、折り畳まれたテープ部材が展開され、これによりテープ部材が本体部 2 0 の外縁 2 0 E よりも外側に延出する。

40

#### 【 0 0 4 6 】

このような構成によれば、吸収性物品 1 0 の使用中においては、テープ部材 6 0 は、裏面シート 2 2 の非肌対向面側で本体部 2 0 の外縁 2 0 E よりも内側に配置されているため、経血のような体液が付されない。使用者は、吸収性物品 1 0 の使用後に、外側に延出させたテープ部材 6 0 を粘着部 7 0 等に止着することによって、吸収性物品 1 0 を丸めた状態に維持することができる。ここで、テープ部材 6 0 に経血のような体液が付着しないため、テープ部材 6 0 と粘着部 7 0 との接合力の低下、又はテープ部材の止着手段の接合力の

50

低下を防止することができる。さらに、吸収性物品10の使用中においては、テープ部材60は、裏面シート22の非肌対向面側に設けられ、本体部20の外縁20Eより外側へ延びていないため、テープ部材60は、着用者の肌に直接当たらない。したがって、使用中の違和感や不快感を低減することができる。

#### 【0047】

テープ部材60は、本体部20の前後方向Lの中心よりも後側に設けられていることが好ましい。使用者は、通常吸収性物品10を丸める際に、吸収性物品10の前端縁E1又は後端縁かE2から前後方向Lに丸め始める。そのうち、約8割の使用者は、吸収性物品10の前端縁E1から丸め始める。よって、テープ部材60は、前後方向Lの中心に対して後側に位置する領域に設けられていることが好ましい。テープ部材60の少なくとも一部は、吸収コア23の後端縁を跨いで、または吸収コアの後端縁よりも後側に配置されてよい。

10

#### 【0048】

好ましくは、テープ部80は、第1折り目F1～第3折り目F3のうちの最も後側の第2折り目F2よりも後側に設けられてよい。上述のように、約8割の使用者は、使用後の吸収性物品10を前側から巻き始める。テープ部80が第2折り目F2よりも後側に設けられることにより、多くの使用者は、吸収性物品10の前端縁E1から丸め始め、巻き終わり部分をテープ部80によって止着できる。

#### 【0049】

本実施の形態の吸収性物品の具体的な構成の一例を示す。表面シートは、目付30g/m<sup>2</sup>のエアースルー不織布(PE/PET)によって構成されてよい。表面シートと吸収コアの間にセカンドシートが設けられてよい。セカンドシートとしては、表面シートと同様の材料によって構成されてよい。本体部の幅方向の外側には、表面シートが配置されず、サイドシートが配置されてもよい。サイドシートとしては、目付13g/m<sup>2</sup>のSMS不織布(PP)によって構成されてよい。吸収コアの吸収材料は、針葉樹クラフトパルプと高吸収ポリマーによって構成されてよい。吸収材料全体の重量に対する高吸収ポリマーの重量の比率は、10%であってよい。排泄口対向域S1を含む領域の吸収コアの目付は、周囲の吸収コアの目付よりも高く構成されてよい。排泄口対向域S1を含む領域の吸収コアの目付は、950g/m<sup>2</sup>であってよく、周囲の吸収コアの目付は、300g/m<sup>2</sup>であってよい。裏面シートは、目付23.5g/m<sup>2</sup>のポリエチレンフィルム(非通気タイプ)によって構成されてよい。吸収性物品は、表面シートと吸収コアが厚み方向に圧縮された圧縮部が形成されていてもよい。本体粘着部は、ゴム系のホットメルト型接着剤によって構成されてよい。本体粘着部の目付は、27g/m<sup>2</sup>であってよい。本体粘着部は、幅方向に空けて6本設けられてよい。各本体粘着部の幅方向の長さは、5mm、各本体粘着部の前後方向の長さは、320mmであってよい。吸収性物品の前後方向の長さは、420mm、吸収性物品の幅方向の長さは、200mmであってよい。後処理用のテープ部材は、目付35g/m<sup>2</sup>のポリエチレンフィルムによって構成されてよい。テープ部材の長手方向の長さは、45mm、テープ部材の短手方向の長さは、25mmであってよい。テープ部材は、100g/m<sup>2</sup>のゴム系のホットメルト型接着剤によって本体部に固定されてよい。接着剤は、幅21mm、かつ長さ5mmの範囲で塗布されてよい。テープ部材の裏面シート側の面には、印刷が施されてよい。印刷は、ピンク糸のウレタン系インクを用いてよい。また、伸長するテープ部材としては、目付10g/m<sup>2</sup>のポリプロピレン層、10g/m<sup>2</sup>のスチレン系ゴム層、及び目付10g/m<sup>2</sup>のポリプロピレン層の積層によって構成されてよい。

20

30

40

#### 【0050】

次いで、このように構成されたテープ部材60と粘着部70の位置関係について説明する。粘着部70は、第1粘着部71を有してよい。第1粘着部71は、第2方向D2である幅方向Wにおいて、非固定部64を挟んで配置されている。第1粘着部71は、非固定部64よりも第1方向の外側に配置されている。第1粘着部71は、第1方向D1である前後方向Lに延びてよい。他の形態において、第1粘着部71は、第2方向である幅方向W

50

に延びてよい。なお、第1方向に延びる構成は、第1方向に一定の範囲を有する構成であればよく、第1方向の長さが第2方向の長さよりも長い構成に限られず、第2方向の長さが第1方向の長さよりも長い構成を含む概念である。本実施の形態の第1粘着部71は、第1方向に延びており、少なくとも2列で設けられている。第1粘着部71の第1方向D1の外端縁である後端縁は、非固定部64の第1方向D1の内端縁である前端縁よりも前後方向の外側（後側）に位置してよい。第2方向である幅方向Wにおいて、テープ部材60と非固定部64は、重なってよい。また、粘着部は、間隔を空けて複数配置されてよく、第1方向に間隔を空けて配置されてもよいし、第2方向に間隔を空けて配置されていてもよいし、第1方向に間隔を空け、かつ第2方向に間隔を空けて配置されてもよい。

#### 【0051】

図2に示すように、第1粘着部71と非固定部64が第2方向である幅方向Wにおいて重なる重複領域RAが設けられてよい。重複領域RAは、幅方向Wからの側面視にして第1粘着部71と非固定部64が重なる領域であってよい。非固定部64の前端縁よりも第1粘着部71が前側に延びている構成にあっては、重複領域RAの前後方向Lの長さは、非固定部64の前端縁と第1粘着部71の後端縁との距離である。また、非固定部64の後端縁よりも第1粘着部71が後側に延びている構成にあっては、重複領域RAの前後方向Lの長さは、非固定部64の後端縁と第1粘着部71の前端縁との距離である。

#### 【0052】

非固定部64は、裏面シート22に対して剥離可能に構成されているため、裏面シート22から浮き上がり易く、意図せずにめくれたり剥がれたりするおそれがある。しかし、非固定部64は、一対の第1粘着部71によって挟まれている。一対の第1粘着部71が着用物品（下着）に固定された際に、第1粘着部71間に領域は、着用物品と裏面シート22によって挟まれた状態が維持され、露出しない。そのため、吸収性物品10の着用時に、意図せずにテープ部材60が折れたり剥がれたりする不具合を抑制できる。

#### 【0053】

また、一対の第1粘着部71が着用時に着用物品に固定されているため、吸収性物品10が部分的にめくれた場合であっても、一対の第1粘着部及びその間の領域は、着用物品側に向かう状態が維持され、着用者の肌側に向かうように配置されない。一対の第1粘着部71間に領域にテープ部材60の非固定部64が配置されているため、非固定部64が肌によって擦れ難く、意図せずにテープ部材60が折れたり剥がれたりする不具合を抑制できる。

#### 【0054】

非固定部64のめくれ等の不具合を抑制するために、重複領域RAの第1方向D1の長さは、非固定部64の第1方向の全域に対する50%以上であってよい。このような構成によれば、非固定部64の半分以上の領域において非固定部のめくれや剥がれを抑制でき、吸収性物品の着用時に意図せずにテープ部材が折れたり剥がれたりする不具合を効果的に抑制できる。

#### 【0055】

より好適には、重複領域RAの第1方向D1の長さは、非固定部64の第1方向D1の長さであってよい。このような構成によれば、非固定部64全域に亘って非固定部64のめくれや剥がれを抑制でき、吸収性物品の着用時に意図せずにテープ部材が折れたり剥がれたりする不具合を効果的に抑制できる。

#### 【0056】

第1粘着部71は、テープ部材60の他端60Bを第1方向D1において跨いでよい。第1粘着部71は、テープ部材60の他端60Bよりも第1方向D1の外側に延びてよい。非固定部64の一端60A側は、固定部62が設けられているため、非固定部の一端側の端縁（前端縁）は、めくれ難い。一方、非固定部64の他端60B側の端縁（後端縁）は、比較的めくれ易い。テープ部材60の他端60Bは、非固定部64の他端側の端縁（前端縁）である。当該テープ部材60の他端60Bを跨いで第1粘着部71が延びているため、非固定部64の他端側の端縁のめくれを抑制できる。

10

20

30

40

50

**【 0 0 5 7 】**

粘着部 7 0 は、第 2 粘着部 7 2 を有してよい。第 2 粘着部は、第 1 粘着部間ににおいて第 1 方向に延びてよい。第 2 粘着部は、テープ部材 6 0 の他端側に配置されてよい。第 2 粘着部 7 2 は、第 1 方向である前後方向 L においてテープ部材 6 0 に重なってよい。本実施の形態の第 2 粘着部 7 2 は、テープ部材 6 0 の前側に延びている。第 2 粘着部 7 2 は、1 列以上であればよい。第 2 粘着部 7 2 によって、テープ部材の他端 6 0 B 側を着用物品に固定でき、非固定部 6 4 の他端 6 0 B 側の端縁を保護できる。よって、非固定部 6 4 の他端側の端縁のめくれを抑制できる。

**【 0 0 5 8 】**

また、着用前の状態においても、テープ部材 6 0 を保護してもよい。具体的には、剥離シート 7 5 の少なくとも一部は、テープ部材 6 0 と厚み方向 T に重なる領域に配置されてよい。好適には、剥離シート 7 5 は、非固定部と厚み方向に重なってよい。剥離シート 7 5 は、テープ部材 6 0 の他端 6 0 B である前端縁を覆ってよい。剥離シート 7 5 の幅方向 W の長さは、テープ部材 6 0 の幅方向 W の長さよりも長くてよい。テープ部材 6 0 は、全幅に亘って剥離シートによって保護され、吸収性物品の使用前にテープ部材 6 0 が意図せずに折れたり曲がったりすることを抑制できる。また、他の形態において、包装シートの少なくとも一部がテープ部材 6 0 と厚み方向 T に重なる領域に配置されてもよい。

10

**【 0 0 5 9 】**

次いで、他の実施形態に係る吸収性物品について説明する。なお、以下の説明において、上述の実施形態と同じ箇所については、同符号を用いて説明を省略する。図 5 は、変形例 1 に係る吸収性物品 1 0 A の非肌対向面側から見た平面図である。

20

**【 0 0 6 0 】**

変形例 1 に係る吸収性物品 1 0 A は、テープ部材の一端 6 0 A がテープ部材の前端縁であり、テープ部材の他端 6 0 B がテープ部材の後端縁である。

**【 0 0 6 1 】**

第 1 粘着部 7 1 は、テープ部材 6 0 の一端 6 0 A を第 1 方向に跨いでよい。第 1 粘着部 7 1 は、テープ部材 6 0 の一端 6 0 A よりも第 1 方向 D 1 においてテープ部材 6 0 の外側に延びてよい。テープ部材 6 0 の一端 6 0 A は、固定部の一端側の端縁（後端縁）である。テープ部材 6 0 の一端 6 0 A を跨いで第 1 粘着部 7 1 が延びているため、固定部 6 2 の一端側の端縁を保護し、意図せずに固定部 6 2 が剥がれる不具合を抑制できる。

30

**【 0 0 6 2 】**

粘着部 7 0 は、第 3 粘着部 7 3 を有してよい。第 3 粘着部 7 3 は、第 1 粘着部 7 1 間において第 1 方向に延びてよい。第 3 粘着部は、テープ部材の一端側に配置されてよい。第 3 粘着部 7 3 は、第 1 方向である前後方向 L においてテープ部材 6 0 に重なってよい。本実施の形態の第 3 粘着部 7 3 は、テープ部材 6 0 の前側に延びている。第 3 粘着部 7 3 は、1 列以上であればよい。第 3 粘着部 7 3 によって、テープ部材の一端 6 0 A 側を着用物品に固定でき、固定部 6 2 の一端 6 0 A 側の端縁を保護できる。よって、意図せずに固定部 6 2 が剥がれる不具合を抑制できる。

**【 0 0 6 3 】**

他の形態として、テープ部材 6 0 の非固定部 6 4 に仮固定部 6 6（図 6 参照）を設けてよい。仮固定部 6 6 は、本体部 2 0 の非肌対向面である裏面シート 2 2 に剥離可能に接合されてよい。仮固定部 6 6 を設けることにより、テープ部材 6 0 の使用前（製造時、着用時）に非固定部 6 4 が捲れたり、非固定部 6 4 が折れたりすることを抑制できる。

40

**【 0 0 6 4 】**

仮固定部 6 6 の接合力は、固定部 6 2 の接合力よりも低くてよい。仮固定部 6 6 の接合力が固定部 6 2 の接合力よりも低いため、使用者は、テープ部材 6 0 の使用時に容易に仮固定部 6 6 を剥がし、非固定部 6 4 を掴んでテープ部材 6 0 を操作することができる。仮固定部 6 6 の固定手段としては、接着剤、エンボス加工、熱溶着、超音波溶着を例示でき、固定部 6 2 よりも接着剤の塗布量（面積、目付）を少なくしたり、固定部 6 2 よりもエンボス加工の圧搾を弱くしたりできる。また、仮固定部 6 6 は、本体部の外縁のエンボスに

50

よって構成されていてもよい。

#### 【0065】

接合力は、引張試験機（インストロンジャパンカンパニイリミテッド製、型式 5543）で測定可能である。例えば、接合力は次のように測定する。まず、引張試験機の上部固定部及び下部固定部に、テープ部材の試験片と裏面シートの試験片を固定する。上部固定部及び下部固定部に固定する試験片は幅 10 mm とする。上部固定部に固定する試験片と下部固定部に固定する試験片との間には、固定部 62 に相当する固定面が形成されている。引張試験機の上部固定部と下部固定部との相対変位速度を 100 mm / 分に設定し、接合部を剥離している間の最大荷重点を接合力（接着強度）とする。

#### 【0066】

図 6 は、変形例 2 及び変形例 3 に係る吸収性物品のテープ部材であり、仮固定部 66 の一例を示している。図 6 (a) は、変形例 2 に係るテープ部材 60D の平面図であり、図 6 (b) は、変形例 3 に係るテープ部材 60E である。テープ部材 60D 及びテープ部材 60E には、接着剤が塗布された塗布領域が設けられている。塗布領域は、固定部 62 に設けられた第 1 塗布領域 R1 と、非固定部 64 の仮固定部 66 に設けられた第 2 塗布領域 R2 と、を有してよい。第 2 塗布領域 R2 の面積率（単位面積当たりの塗布領域の面積の比率）は、第 1 塗布領域 R1 の面積率よりも低くてよい。第 2 塗布領域 R2 の接着剤の目付は、第 1 塗布領域 R1 の接着剤の目付よりも低くてよい。好適には、第 2 塗布領域 R2 の目付が低く、かつ第 1 塗布領域の面積率が低くてよい。第 1 塗布領域の R1 の幅方向の長さは、第 2 塗布領域 R2 の幅方向の長さよりも長くてよい。第 2 塗布領域 R2 の幅方向の長さは、第 1 塗布領域 R1 から離れるにつれて短くなっている。すなわち、塗布領域の接着剤の塗布量は、テープ部材 60D の一端 60A 側からテープ部材 60 の他端 60B に向かって小さくなっている。第 2 塗布領域 R2 は、接着剤が斑に塗布された領域や、図 6 (b) に示すように接着剤が点状に塗布された領域を含んでよい。

#### 【0067】

このような構成によれば、固定部 62 の接合力を仮固定部 66 の接合力よりも小さくできる。また、接着剤を塗布する工程では、接着剤を噴射するノズル等をテープ部材に当てた状態を維持し、ノズルから噴射する接着剤を調整すればよい。具体的には、固定部 62 を設ける領域に向かって接着剤を噴射し、固定部 62 の終端の領域において接着剤の噴射を止める。接着剤は、粘性があり、噴射を止めても直ちに噴射量が零にならず、徐々に噴射量が減る。この徐々に噴射量が減った接着剤によって仮固定部 66 を構成できる。このような仮固定部 66 においては、固定部 62 から離れるにつれて徐々に接合力が小さくなっている。仮固定部 66 の他端 60B 側の端縁（非固定部 64 側の端縁）は、テープ部材 60D の他端 60B に到達してもよい。なお、仮固定部 66 は、本発明にかかる第 1 粘着部 71 と合わせて設けてよいし、本発明にかかる第 1 粘着部 71 に代えて設けてもよい。

#### 【産業上の利用可能性】

#### 【0068】

吸収性物品の廃棄前に後処理用のテープ部材を保護し、廃棄時にテープ部材によって清潔に廃棄できる吸収性物品を提供できる。

#### 【0069】

以上、上述の実施形態を用いて本発明について詳細に説明したが、当業者にとっては、本発明が本明細書中に説明した実施形態に限定されるものではないということは明らかである。本発明は、特許請求の範囲の記載により定まる本発明の趣旨及び範囲を逸脱することなく修正及び変更態様として実施することができる。したがって、本明細書の記載は、例示説明を目的とするものであり、本発明に対して何ら制限的な意味を有するものではない。例えば、第 1 方向は、幅方向であり、第 2 方向は、前後方向であってもよい。

#### 【符号の説明】

#### 【0070】

10、10A 吸収性物品

20 本体部

10

20

30

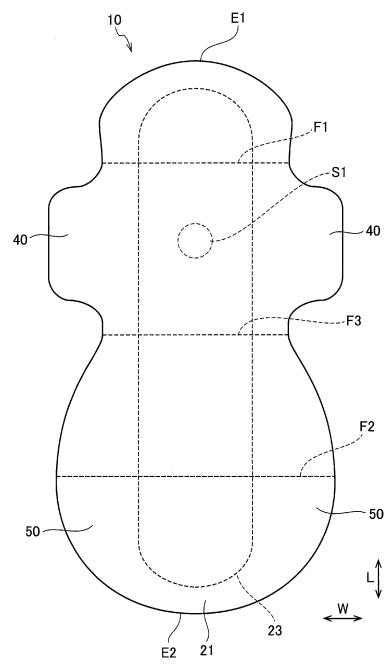
40

50

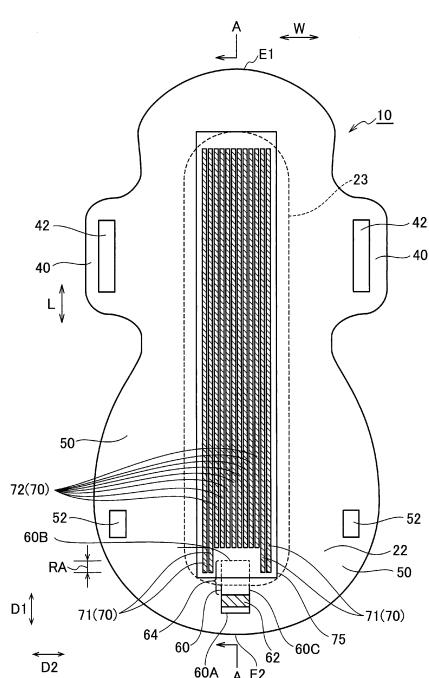
2 1 表面シート  
 2 2 裏面シート  
 2 3 吸収コア  
 6 0 テープ部材  
 6 2 固定部  
 6 4 非固定部  
 7 0 粘着部  
 7 1 第1粘着部  
 7 2 第2粘着部  
 7 3 第3粘着部  
 R A 重複領域  
 L 前後方向  
 W 幅方向

【図面】

【図1】



【図2】



10

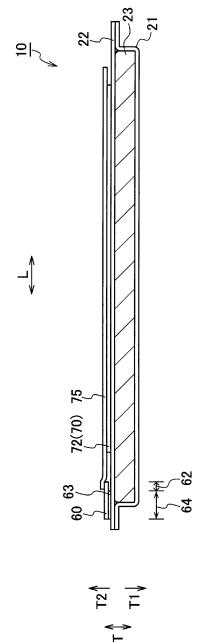
20

30

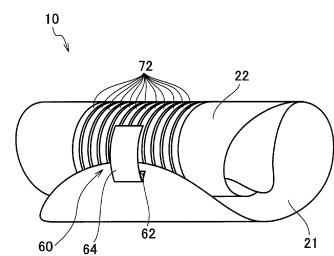
40

50

【図3】



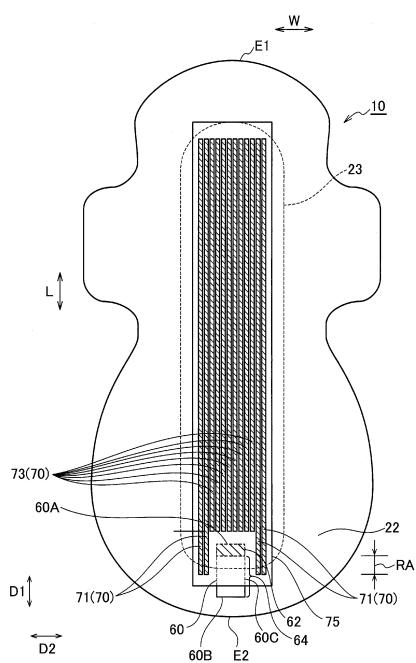
【図4】



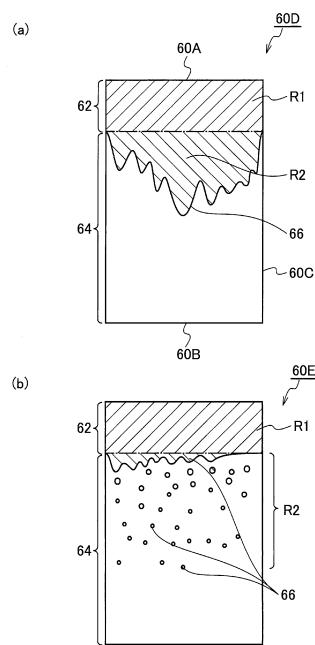
10

20

【図5】



【図6】



30

40

50

---

フロントページの続き

7 ユニ・チャーム株式会社テクニカルセンター内

審査官 大山 広人

(56)参考文献 国際公開第2010/117314 (WO, A1)

実開平04-114317 (JP, U)

特開平10-151153 (JP, A)

(58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)

A 61 F 13/15 - 13/84